

第4章 事業計画 施策の展開

本章では、第3章で述べた障害者施策の理念・基本的考え方を受けて、各施策の基本的方向性と事業計画を説明します。

施策の体系については、次の基本的視点から構築しています。

施策体系の基本的視点

現行の計画の理念や基本的考え方を継承する。

本人（当事者）を中心とした視点を重視し、「その人らしい自立」を支える。

ライフステージのどの段階においても、「その人らしい自立」を支えていく視点をもつ。

改正された障害者基本法でうたわれている、「環境整備」の視点を重視する。なお法では「社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）」の「除去」について「必要かつ合理的な配慮」がなされることを求めています。

施策体系は、具体的に、以下の3つの柱からなります。

I 障害のある方と家庭への地域生活の支援

どのライフステージの段階でも、「その人らしい自立」を支えていくことを明確にします。そこで、「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類して、各ライフステージに対応した施策を展開します。また「本人」だけでなく「家庭」も支えていく視点をもちます。

II 地域の環境づくり

一人ひとりの生活を支えるため、「生活のしづらさ」をもたらす大きな要因である「社会的な障壁」の「除去」に着目します。「地域の環境づくり」により、「まちが変わる、人と人とがふれあう」調布をつくっていきます。

III 福祉サービス等の充実

上記のI・IIに関わる福祉サービスを展開します。（これは障害福祉計画部分に対応します）。